

## ふれあい農園の利用について

### 市民農園設置の目的

農作業体験を通して、市民の健康の増進及び家族とのふれあいに資することを目的としています。  
(大垣市市民農園設置条例 第1条参照)

使用にあたっては大垣市市民農園設置条例、大垣市都市公園条例、河川法などの規制が生じます。  
次の代表的な事項を遵守していただきますようよろしくお願いします。

1. 次の方は許可することができません(大垣市市民農園設置条例第5条)
  - ①営利を目的として市民農園を使用するとき。
  - ②公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
  - ③市民農園の管理上支障があると認められるとき。
2. 使用料は年間100円/㎡で、前納してください。なお、既納の使用料は還付しません。(同条例第7条)
3. 使用の権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはいけません。(同条例第8条)
4. 使用許可は、借地権、地上権その他一切の権利を使用者に帰属させるものではありません。(同条例第10条)
5. 使用者は、市民農園又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。また、市は自然現象、病虫害、鳥獣その他の原因により、使用者の収穫等に影響があったときは、その補償は行いません。(同条例第11条)
6. 農園の開園期間は通年とし、開園時間は日の出の時刻から日の入りの時刻までとします。  
ただし出水時は使用できません。また公共事業等により使用の制限を受ける場合があります。
7. 散水に使用する水は、各自で確保して下さい。
8. 使用者が使用申し込み時から住所、氏名等変更があった場合は速やかにご連絡ください。
9. その他 以下の事項をお守りください。
  - ①使用する区画その他市民農園で発生したごみは持ち帰り、園内の美化に努めること。
  - ②建物又は工作物を設置しないこと。
  - ③汚物、資材等農作物栽培に必要なものを搬入し、又は放置しないこと。
  - ④市民農園の耕土を搬出しないこと。
  - ⑤農薬等については使用を極力控えるとともに、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省/環境省令第5号)等の関係法令に従うこと。
  - ⑥野菜、草花及び球根類以外の植物を栽培するときは、市長の承認を受けること。
  - ⑦たき火など、火気を使用してはいけません。
  - ⑧駐車場は河川敷内にあります。近隣の道路などへの駐車はご遠慮ください。
10. 使用期間は許可書に記載の期間とし、更新は5年を限度とします。

## 補足事項

1. ふれあい農園は河川敷内にありますので、大雨による河川の増水によって水没します。そのため資機材等が流されないよう、気象情報には十分注意していただき、増水しそうな時は予め撤去していただきますようお願いいたします。
2. ふれあい農園を整備するにあたり多くの関係機関との協議を行っています。そのため、手をつけずに残した自然も多く存在します。よって、例えば、「作付けに木の根が邪魔になるから何とかして下さい」と言われても対応できませんのでご理解をお願いいたします。
3. 農園内の水路に水がある時期は、散水用に利用できます。ただし、水路の水は杭瀬川から直接汲み上げているわけではなく農業用水を利用しています。そのため、農業用水路の水位が低い時期には農園の水路に水を流すことができません。基本的に、散水用の水は各自で持参するか、雨水をためるなどの工夫をして対応していただきますようお願いいたします。
4. 許可した区画に雑草が繁茂している場合は、除草作業の依頼を通知します。通知を受けた場合は速やかに対応をお願いいたします。
5. 使用が終わったとき、または使用許可が取り消されたときには、原状に回復して返還して下さい。
6. ヌートリア等の野生動物による被害について、ご相談がある場合には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく被害防止捕獲許可を受け、箱わなを設置して捕獲する等の対応をいたしますが、利用者の皆様におかれましても防獣ネットを設置するなど対策をよろしく申し上げます。
7. 使用する区画その他市民農園で発生したごみは持ち帰り、園内の美化に努めることとなっております。市民農園内にごみを廃棄されても撤去できかねますのでご了承ください。